各加盟団体代表者様

公益財団法人群馬県スポーツ協会 理事長 松本博 崇

# 3月7日以降の活動の対応について

平素より、本協会の諸事業につきまして格別の御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、まん延防止措置等重点措置の延長を国に要請したところであり、3月7日以降の部活動の対応について、県教育委員会より別紙(写)のとおり通知がありました。

つきましては、**少年(高校生以下)の活動**は学校における部活動と同様に扱うこととして、下記のとおりとしますので、御協力いただけますようお願いいたします。

記

#### 1 活動について

活動は校内及び主たる活動場所に限定し、指導者または責任者立ち会いの下、競技の特性や活動内容に応じた感染防止対策を徹底した上で、個人練習の感染リスクの低い活動にとどめるなど適切に判断すること。

2 対外試合等(合同練習・練習試合・発表会・大会等)及び宿泊を伴う活動について

合同練習や練習試合、発表会、大会などの他チームとの交流を伴う活動及び宿泊を伴う活動については、県の内外を問わず行わないこととする。

3 全国大会等への参加について

全国大会等については、上記2にかかわらず、感染防止対策を徹底した上で参加を可とする。

### 4 活動に際しての留意事項について

下記事項については、引き続き、指導を徹底する。

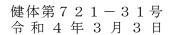
- (1) 生徒や指導者等に対し、健康管理の徹底はもとより、本人及び家族等に発熱や体調不良など 少しでも異変があった場合は、活動への参加を控えるよう指導する。
- (2) 休憩時間や部室等での更衣時及びミーティング等において、マスクなしの近距離での会話や 会話しながらの飲食等を行わないよう指導する。
- (3) 更衣室等の利用に当たっては、十分な換気を行うとともに、人数を制限して密集を避けるなど、感染防止対策を徹底する。
- (4) 活動終了後は、速やかに帰宅するよう指導するとともに、帰宅途中の複数での飲食を控えるよう指導する。

## 一 参考 一

- ・群馬県ホームページ https://www.pref.gunma.jp/05/am49\_00064.html 「県内の新型コロナウイルス感染症に関する情報」が群馬県ホームページに随時更新されますの で常に新しい情報を得るようお願いいたします
- ・3月7日以降の県立学校における部活動の対応について(写)

競技スポーツ課小林

電話:027-234-5555





県立学校長 様

群馬県教育委員会事務局

健康体育課長 橋 憲市 高校教育課長 天野 正明 特別支援教育課長 町田 英之

3月7日以降の県立学校における部活動の対応について

県立学校における部活動の対応等については、令和4年2月9日付け高教第311-55号 で通知したところですが、現在、本県の感染者数は、減少傾向にあるとはいえ、依然として高 止まりの状況にあり、今般、3月6日までとしているまん延防止等重点措置の適用期間の延長 を国に要請することとなりました。

しかし、他方で、本県では、各学校における感染防止対策の徹底等により、児童生徒及び教 職員の感染者数は減少していることもあり、3月7日(月)以降の部活動の対応を下記のとお りとしますので、下線部の内容に特に留意し、引き続き、感染防止対策の徹底に努めるようお 願いします。

なお、県内外の感染状況により、対応に変更等があった場合は改めて通知します。

記

### 部活動の実施について

活動は校内に限定※1し、顧問立ち会いの下、競技の特性や活動内容に応じた感染防 止対策を徹底した上で、個人でのスキルトレーニング等、感染リスクの低い活動にとど めて実施することとする※2。

また、県の「適正な部活動の運営に関する方針」を踏まえ、活動時間は平日2時間 程度、休日3時間程度とし、土・日曜日のいずれか1日を休養日とする。

- 学校施設以外の利用は不可。ただし、全国大会等への参加に当たり、競技特性上、学校施設だ けでは活動できない場合を除く。
- ※2 生徒のみの自主練習等は不可。 (2) 土・日曜日の活動については、各地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師 のみで実施の可否を判断するのではなく、学校として、各部活動の意義や目的に照らし て、その必要性を慎重に判断する。
- 対外試合等(合同練習・練習試合・発表会・大会等)及び宿泊を伴う活動について 合同練習や練習試合、発表会、大会などの他校との交流を伴う活動及び宿泊を伴う活動に ついては、県の内外を問わず行わないこととする。
- 全国大会等への参加について

全国大会等については、上記2にかかわらず、感染防止対策を徹底した上で参加を可と する。

活動に際しての留意点について

下記事項については、引き続き、指導を徹底する。

- 生徒や教職員等に対し、健康管理の徹底はもとより、本人及び家族等に発熱や体調不 良など少しでも異変があった場合は、活動への参加を控えるよう指導する。
- 休憩時間や部室等での更衣時及びミーティング等において、マスクなしの近距離での 会話や会話しながらの飲食等を行わないよう指導する。
- (3)<u>部室等の利用に当たっては、十分な換気を行う</u>とともに、人数を制限して密集を避け るなど、感染防止対策を徹底する。
- (4)活動終了後は、速やかに帰宅するよう指導するとともに、帰宅途中の複数での飲食を 控えるよう指導する。

### 【担当】

健康体育課 電話 027-226-4711 高校教育課 電話 027-226-4645 特別支援教育課 電話 027-226-4656